

平成28年1月28日

於 教育委員会室

平成28年1月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成28年1月大和市教育委員会定例会

○平成28年1月28日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	篠 田 優 里
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	齋 藤 園 子	こども部長	関 信 夫
文化スポーツ 部 長	北 島 滋 穂	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	犬 塚 克 徳	保健給食課長	佐 藤 正 美
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	深 谷 美 紀
青 少 年 相 談 室 長	池 田 操	こども・ 青少年課長	佐 藤 則 夫
文化振興課長	樋 田 久美子	生涯学習 センター館長	山 崎 浩
図 書 館 長	桜 井 真 澄		

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋 藤 信 行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤 村 のどか
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
  - 2 会議時間の決定
  - 3 前会会議録の承認
  - 4 会議録署名委員の決定
  - 5 教育長の報告
  - 6 議 事
- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 日程第1（議案第1号） | 大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第2（議案第2号） | 大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について       |
| 日程第3（議案第3号） | 大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について |

日程第4（議案第4号） 平成27年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

7 そ の 他  
8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本  
教育長

ただいまから、教育委員会1月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、1番青蔭委員、2番石川委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きを報告させていただきます。

12月25日金曜日と28日月曜日の二日間を使って、市内の教育関係施設へ年末のあいさつに回りました。冬休みに入って、各地区の学習センターなどには子どもたちの姿もあり、日ごろからお世話になっておりますことへのお礼をお伝えいたしました。

1月5日火曜日には、大和市新年賀詞交歓会が催され、参加させていただきました。教育に関係していただいている多くの市民の方の参加を得て、有意義な会となりました。8日は大和市医師会の新年会、9日には歯科医師会の賀詞交歓会に参加させていただきました。

10日の日曜日には、恒例の大和市駅伝競走大会が行われました。陸上競技場の改修工事のため、今年は例年のコースとは若干の変更がございましたが、天候にも恵まれ、素晴らしい駅伝大会になりました。

また同日、引地台公園を会場に、消防の出初式がございました。少年消防団の消防訓練、礼式の披露や、消防協力隊の演技を交えながら、消防署部隊の演技や、消防団による一斉放水などは、本当に圧巻でした。

11日には、成人式がスポーツセンターで執り行われました。実行委員会形式で、今年も新成人たちの代表が式の企画や進行に当たりました。毎年若い人の感性が取り入れられていて、とても好ましく思いました。今年の成人式には、1,611人の新成人が参加し、対象者2,215人の72.7%に当たりました。新成人の今後の社会での活躍を祈りたいと思います。また、例年保護者の方の参加も増え、今年は400人の参加であったと聞いております。

11日の午後からは、なでしこ賞表賞式と併せて、なでしこの道命名・

除幕式が、大和駅前のでしこ広場で行われました。

18日には、大和青年会議所賀詞交歓会に参加させていただきました。大和を背負っていく若い方々の情熱を感じることができました。

19日には、大和ロータリークラブによる、図書費寄贈の目録贈呈式が北大和小学校でありました。大和ロータリークラブからは、昨年も市内の全小学校に図書費をいただきましたが、今年も引き続いての寄贈でございました。市内の子どもたちを代表して、北大和小学校の図書委員が目録をいただき、お礼の言葉を述べました。大切にに使わせていただきたいと思います。

途中でございますが、ただいま、傍聴の希望がございました。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○柿本 教育長      それでは、暫時休憩いたします。傍聴者の入室を許可します。

(休憩)

○柿本 教育長      再開いたします。

21日には、文ヶ岡小学校で研究中間発表会がございました。文ヶ岡小学校は、大和市教育課題研究推進校であるとともに、神奈川県健康・体力づくり推進計画「子どもJoy! Joy!プラン」の実践研究校でもあります。体力と健康が子どもたちにとってますます重要な課題となりつつある現在、学校の教育課程全般にわたって取り組むことと、保護者や地域と共通の課題としての取り組みを作り出すことが大切であると考えます。その意味で、文ヶ岡小学校の研究に期待をしていきたいと思えます。また、同じく「子どもJoy! Joy!プラン」実践研究校として、大野原小学校も実践を進めております。

22日金曜日には、大和市学校保健研究協議会がございました。4部会に分かれての2年間にわたる研究成果の発表ということでございました。自分の体や健康に関する正しい知識をもとに、子どもたちにみずから実践

できる力を身につけていってほしいと願っています。また、学校保健に関しましては、学校医の皆様を初めとして、本当に多くの関係者の方々にお世話になっております。感謝申し上げたいと思います。

少し話がそれますが、大和東小学校の学校歯科医でいらっしゃいます齊木稔先生が、その長年にわたる功績が認められ、文部科学省より今年度表彰されました。お喜び申し上げますとともに、学校歯科医としての長年のご苦勞に頭が下がる思いでございます。

27日には、神奈川県私立幼稚園教育研究会県央地区大会が相模原市で開催され、開会式に参列させていただきました。

次に、次月定例会までの予定を報告させていただきます。

今週の土曜日30日には、いじめを考えるフォーラムを開催いたします。いじめ防止ポスターの表彰に続き、中央林間小学校を中心とした学校現場での取り組みの報告や、大和市のいじめ問題対策調査会委員でいらっしゃいます神田外語大学・嶋崎政男教授の基調報告などを予定しております。多くの学校関係者、保護者、地域の皆様にご参加いただき、実りあるフォーラムになることを願っております。

2月1日には、県央教育事務所管内教育長会が予定されており、来年度に向けての県からの情報提供や、教育長間の情報交換が行われます。

7日には、少年消防団第23期生訓練発表会が行われます。

11日は、詩吟の大会である第43回県民吟道大会が生涯学習センターで開催されます。

また、同日午後には、保健福祉センターでスポーツ人の集いが予定されております。

13日土曜日には、防火ポスター表彰式が生涯学習センターでとり行われます。

15日は、総合教育会議の3回目が予定されており、前回の教育委員の皆様のご意見を受けて、教育大綱が協議されていくこととなります。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、また追加等がございましたらお願い申し上げます。いかがでしょうか。

○鈴木 成人式に出席いたしましたけれども、和やかな雰囲気、年を重ねるご  
委員 とにより工夫が凝らされており、素晴らしい成人式だったと思います。サ  
プライズゲストとして、なでしこジャパンの川澄選手や上尾野辺選手が来  
てくださったのも非常に良かったと思います。

それから午後には、なでしこ賞の表彰式と、なでしこの道命名・除幕式  
に参加させていただきました。とても良いことですので、今回「なでしこ  
の道」と命名したのは大和駅の西側でしたが、今年11月に文化創造拠点  
が完成する東側についても、何か良い名前がつけられれば、という感想で  
ございます。

○石川 私は文ヶ岡小学校の研究中間発表会の感想ですが、教員たちが本当に一  
委員 生懸命やっていて、全体会、分科会共にそれぞれ自信を持って発表してい  
ました。各学校の教員たちが、自分で教えるということに対して自信を持  
つことが、これからとても大事になっていくと思いました。このような発表  
が、各校で活発に行われていくことが、学校全体を活性化する基になる  
のでしょうか。本当に良い発表だったと思います。これからもいろいろな学  
校で、順次つなげていただければと思っています。

○篠田 私は、1月25日に、大和中学校の5～6時間目の授業の一環として、  
委員 ノーベル化学賞受賞者の根岸英一先生をお招きした、語る会に出席させて  
いただきました。世界的にも有名な先生から、生の声をお聞きすることが  
でき、感激いたしました。根岸先生は、生徒の素朴な質問にも親身になっ  
て答えてくださっていました。また、校長との対談形式で進行され、校長  
の「大和中学校の生徒であることを誇りに思って前に進んでほしい」とい  
う強い思いが、生徒の心に響いたのではないかと思います。根岸先生の  
同級生とのやりとりもあり、当時の様子をうかがえる貴重な場に参加さ  
せていただきました。

○青蔭 私は、石川委員と同じく文ヶ岡小の研究中間発表についてです。食べ物  
委員 の咀嚼に焦点を当て、縄文時代の食と現代の食を対比させ、現代に比べ縄  
文時代は非常によく噛んでおり咀嚼する力が強かったというお話でした。  
45分間でどうまとめるのか興味深く思っておりましたが、授業展開とし  
てはもう少し突っ込んでほしかったように思います。

それから、食事で物を噛むというとき、姿勢も正してもらいたいのので、授業の中で生徒が食するときの姿勢にも着目していただきたいと思います。また、給食は一口30回咀嚼するようにとの話でしたが、限られた給食時間の中で、一口30回噛むことが本当に現実的なのか疑問に思いました。基本的には、よく噛むことはもちろん大切ですが、短い時間の中で食べるときには特にどのような点に注意すべきか、状況を考えた指導をお願いしたいと思います。

そして、子どもたちに対し、しきりに「健康」と言うのですが、この健康という言葉の意味するところが、小学5年生にどこまで浸透しているのでしょうか。何をもちて健康とするのか、物を噛むことによってどのように健康になるのか、具体的な話があっても良いように思います。

日本人のあごが発達しなくなったことが、咀嚼回数の減少に起因するならば、もう少し科学的・医学的な話を交えた授業展開をしてほしかったと思いますが、今回は中間発表ですので、総括を楽しみにしています。実に面白い授業ではありました。

○柿本 ありがとうございます。文ヶ岡小学校は、今回中間発表ということで、  
教育長 来年度もう1年かけて研究を続けます。ぜひ注目していただけたらと思っています。

ほかはよろしいでしょうか。では、ただいまの報告に対する質疑は終了させていただきます。

## ◎議 事

○柿本 それでは議事に入ります。

教育長 日程第1（議案第1号）「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。桜井図書館長。

○桜井 本件につきましては、前回の12月教育委員会定例会で、社会教育委員会  
図書館長 会議への諮問を付議させていただきました。その諮問に対し、このたび社会教育委員会会議から答申が出ました。



社会教育委員会議からの答申の内容は、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について、適当と認めるということでございます。これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本条例を市議会に提出するよう市長へ申し出ることについて、ご審議をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。  
教育長

○石川 中身の議論についてはもう終わっておりますので、よろしいのではない  
委員 かと思います。

○柿本 よろしいですか。ほかにないようでしたら質疑を終結いたします。  
教育長 これより議案第1号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第1号は可決いたしました。  
教育長 続きまして、日程第2(議案第2号)「大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。  
細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬塚 本件の改正理由としましては、行政手続における特定の個人を識別する  
学校教育 ための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、事務を整理する中で、関  
課長 係規則を見直すことにしたものです。

主な改正点は、四つございます。

一つ目ですが、大和市就学援助に関する規則と、大和市児童生徒医療費援助規則を一本化します。学校保健安全法第24条に基づく、学校病に対する医療費援助について、就学援助の一費目としての位置づけを分かりやすくするため、これまで分かれていた規則を一本化し、大和市児童生徒医療費援助規則は廃止することとしました。

就学援助の直接の根拠条文は、学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」というものです。ここで

いう必要な援助の一つに医療費が位置づけられているため、規則を一本化することとしました。

二つ目は、第1条の見出しを「目的」から「趣旨」に改正しました。目的規定とは、例規の立法目的を簡潔に表現したもので、例規全体の解釈・運用の指針となるものです。これに対して、趣旨規定とは、例規がどのような事項について規定しているかを要約して表現したものです。この規則の第1条は、学校教育法等の規定に基づき行う事業について必要な事項を定める、とする内容ですので、より適切な「趣旨」という見出しに改めることにしました。

三つ目は、第3条として認定について新たに規定しました。就学援助の対象になるかどうかは、所得等の基準に基づき、これまでも当然審査を行っていましたが、そのことを明確にするため、この条文を規定しました。

四つ目は、第4条に援助費目を規定しました。これまでは、教育委員会は対象者に必要な援助を行う、その方法と内容は別に定めるとしており、費目については要領で定めていました。今回の改正により、どのような費目を支給するかをより明らかにするとともに、めがね購入費や医療費の位置づけを明確化したものです。

大きな改正点につきましては以上の4点になりますが、そのほか改正に合わせて文言の整理を行っております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。  
教育長

○青蔭 ありがとうございます。手厚くなさっていただきたいと存じます。また、援助費目を規則の中で明らかにしていただいたことは、とても良いことで、嬉しく思っております。  
委員

○石川 医療費について、就学援助の中に追加したということですが、現行の大和市児童生徒医療費援助規則では、具体的な疾病名が掲げられています。改正後の就学援助規則には疾病名は書かれていませんが、具体的なところはどこかに定めるものがあるのでしょうか。  
委員

○犬塚 これとは別に要領で定めます。

学校教育

課長

○鈴木委員 医療費にも関連して、援助費目というのは、これ以外にも増える可能性は今後あるのでしょうか。

○佐藤保健給食課長 医療費の内容につきましては、学校保健安全法24条及び同施行令第8条で具体的に対象となる疾病が定められており、いわゆる学校病と言われているものになります。法改正により対象となる疾病が変更されれば、それに伴って市でも変更することになります。

○犬塚学校教育課長 就学援助の援助費目については、追加や変更もあり得ます。その場合には、規則改正となりますので、教育委員会にお諮りいたします。

課長

○柿本教育長 就学援助としての費目を増やしたり減らしたりするような場合には、教育委員会の中で審議をして決めていくということによろしいですね。

○篠田委員 今回二つの規則を一本化するということですが、今までと手続きの方法等は変わらないということによろしいのでしょうか。

○犬塚 手続きについては、変更はありません。

学校教育

課長

○柿本 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

これより、議案第2号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第2号は可決いたしました。

教育長

続いて、日程第3(議案第3号)「大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬塚

学校教育

本件の改正理由としましては、先ほどの大和市就学援助に関する規則の一部改正に合わせ、事務を整理する中で、本規則を見直すことにしたものの

課 長 　　です。

　　主な改正点は4点ございます。

　　先ほどと同様、第1条の見出しを「目的」から「趣旨」に改正します。また、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく事業であることを示しました。法律の趣旨に基づく事業について、必要な事項を定める内容の条文であるため、見出しを適切な表現に改めました。

　　2点目は、第2条の対象者の文言を整理しました。対象者は、特別支援学級に在籍する児童・生徒のほか、通常の学級に在籍しながら市内3校に開設している通級指導教室（ことばの教室）に通う児童の保護者も対象になるということを明確化しました。

　　3点目は、第3条として「認定」という見出しの条文を設け、認定行為を明確化し、その方法を規定しました。

　　4点目は、第4条として援助費目を規定しました。これまでは、別に定めるとしていた費目を、規則で明文化することとしました。

　　その他、改正に合わせて文言の整理を行っております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○柿 本 　　細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。  
　　教育長

○鈴木 　　議案第2号と同様、具体的な援助費目を挙げたのは良いことだと思います。これに関し、先ほどの就学援助の規則と、この就学奨励の規則では、費目の順番や表記の仕方が若干違うように思いますが、何か意味があることなのか、お聞かせください。  
　　委員

○犬 塚 　　文部科学省が示す要領等に、順番も含めこのように表記されており、それに合わせております。  
　　学校教育  
　　課 長

○鈴木 　　了解しました。  
　　委員 　　もう一点、通学費でございますけれども、どのような場合に支給されるのですか。

○犬 塚 　　例えば、自動車でないと登校できない場合、その送迎にかかるガソリン  
　　学校教育 代等です。また、ことばの教室に通う場合の交通費も対象となります。

課 長

○青 蔭 明文化されたこと、また教育の機会均等という精神はとても良いことだ  
委 員 と思います。実務のうえでも、血の通った行政でいていただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

○石 川 この規則は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づ  
委 員 き」という言い方をしています。つまり、この趣旨に基づいて、大和市が  
大和市の規則を決めたという意味に取れると思います。そのうえで、この  
趣旨に基づいて、特別支援学級に在籍している児童・生徒、もしくは通級  
指導教室に通う児童については、就学奨励費を支給する、と限定していま  
す。通常の学級に在籍している、障害を持つお子さんについては、この規  
則によると対象にならないわけです。今後、そのようなお子さんたちへの  
奨励費の支給ということは、考えられるでしょうか。

○犬 塚 基本的には、文部科学省の考え方を基に、市で行っているものです。確  
学校教育 かに通常の学級に通うお子さんの中に障害を持つ方もいらっしゃいます  
課 長 が、現行制度では対象から外れてしまいます。

法に定める対象としては、あくまで特別支援学校に在籍する方々とな  
り、法の趣旨は、そのような保護者にかかる経済的負担を軽減するという  
ものです。しかし、大和市には特別支援学校がありませんので、本規則  
は、法律の趣旨と同様に、特別支援学級に通うお子さんたちの保護者の経  
済的負担に対しても、ある程度の援助をしていこうというものです。です  
から、特別支援学級に通っていないお子さんにまで広げることについては、  
難しいと考えます。

○石 川 ある意味では、特別支援学級に入らないと就学奨励費はもらえないの  
委 員 で、特別支援学級に在籍してください、というようにも受け取れてしま  
うのではないかと危惧しています。保護者が、特別支援学級ではなく通常  
の学級に通わせることを希望しても、就学奨励費がもらえないので、特別  
支援学級に入るようにと指導することがもしあるならば、それは問題だと思  
います。

ですから、将来的にどのような形でそのような保護者を援助していくか  
も考える必要があると思います。私は法律の素人ですから、どの範囲まで

を「基づいて」と言うかは分かりませんが、法律の趣旨に基づいて、ということであれば、そのような保護者に対して奨励費を出していくということが本質的な趣旨ではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

実際にやるとなると、予算にも関わる問題ですから、すぐということではないのですけれども、将来的にはどのような展望を持っているかというところでは。

○犬塚 法の趣旨は、特別支援学校や特別支援学級に通うお子さんについては、学校教育 通常の学級に通わせられる子よりも、保護者に経済的負担がかかっている 課長 ことに対する援助策であると考えます。

委員がおっしゃったような、特別支援学級に入らなければ奨励費はもらえないから入るようにという意図は全くありません。繰り返しになりますが、あくまで特別支援学級に通う子の保護者の方が、経済的負担が大きいので援助するという考えによるものです。

○齋藤 大変難しいご質問だと思います。今、犬塚学校教育課長が説明したように、法律には対象として特別支援学級は入っておりません。法律の趣旨に 教育部長 まず、教育の機会均等ということがあり、特別支援学校が非常に少ないことを考えますと、まずは学校に行くためのいろいろな支えという制度になっております。ですので、特別支援学級か通常の学級かということにかかわらず、まず学校に来られるということが大事であり、大和市の場合は、特別支援学級に来ている方に、さらにもう少し幅広く援助をしていこうという規則として位置づけられていると考えます。

今後につきましては、大きな教育の流れの中で、やはり今、インクルーシブ教育の課題がございます。それをどう実現させていくかという中に、障害を持つお子さんの保護者への援助というものも、大きな課題として入ってくると思いますので、今お答えすることはできませんけれども、非常に大きな課題と捉えております。以上です。

○柿本 制度上は、障害のあるお子さんが学校に通うための奨励費であると理解 教育長 していただければと思います。ですから、通常の学級に在籍しているお子さんでも、ことばの教室に行く場合は対象にするということは、そこに通うことに対して奨励する意味もあるということです。ただ、この後どのよう

に拡大したり、整理したりしていくのかということについては、今後の課題であると考えております。いかがでしょうか。

○石川委員　この規則の趣旨は、私も十分承知しています。ただ、実際に通常の学級に在籍しながら障害を持っているお子さんについても、将来的には排除すべきではないのではないか、何らかの形で包含していくことを考えなければならぬのではないかと思います。これは実際大きな課題ですから、今後研究して進めていただければと思います。

○青蔭委員　石川委員のおっしゃることを、大和市単独で実現するとなると、財政的にもいろいろな面でも、大変難しいのではないのでしょうか。これは、国を挙げての大きな施策としてやっていただくものだと思います。

大和市に特別支援学校を作るということも、県の意向や予算の面でも現状では恐らく無理だと思います。ですから、通常の学級に通っている子どもたちも対象とすると国の方策として示されれば、その時対応することになるのだと思います。

それから、仕組みとして特別支援学級という選択肢がありますが、入学前に教育委員会や学校と保護者が、いろいろな制度を含めて十分に相談していただくということがまず最も大切です。それがなされているという前提で、そのうえで保護者が通常の学級を選択するのであれば、もちろんご意向は尊重されるべきですが、それと、そのような方にも援助の拡大が必要ということは、少し話が違うように思います。県あるいは国の出方を待ち、現状市としてはここまでで良いと思います。

○篠田委員　今、青蔭委員がおっしゃっていたように、やはり一番大事なのは、その子がどういった環境で教育されていくのが良いのかということだと思います。今回の話とは少しずれてしまうかもしれませんが、将来的にはインクルーシブ教育というのはとても良いことだと思います。みんなで一緒に学び生活するということを進めていくためにも、まずは一人一人をきちんと認めることが必要です。現状では、どちらの学級を選択するか、その判断も複雑なところですので、特別支援教育全体の課題として、県や国も含め考えて、良い環境が作っていったら良いと思います。

○藤 井 経済的支援という面ではなく、特別支援学級に籍を置くかどうかという  
指導室長 点で、指導室が一番多くかかわっておりますので、補足させていただきます。

就学奨励費のような支援が受けられるということは、最終的に補足的にお伝えする内容です。それ以前に、やはりそのお子さん自身が学校生活を送っていくうえで、共生社会の中でいかに自立をしていけるかということ、本人の特性を一番に考えながら、担当指導主事と特別相談員とが一緒に相談しています。例えば小学校就学前であれば、保育園、幼稚園に行動観察に行っています。また、学校ではどのような支援をしているかについて、学校案内をしながらご説明しております。このようなことを1件に対して3回、4回と繰り返し、保護者の意向を中心に聞きながら、最終的には処遇委員会で専門知識を持つ委員にもご意見をいただき、その子自身が生活していくためにはどの学級が望ましいかを判断しております。

○青 蔭 そのとおりだと思います。今おっしゃった専門職によるご意見も聞くことができれば、保護者の方々にもよりご納得いただけるのではないかと思います。引き続き手厚く対応するよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿 本 よろしいでしょうか。  
教育長

○石 川 結構です。すぐに解決する問題ではないことは承知しております。  
委員

○柿 本 障害を持つお子さんにも生き生きとした人生を送ってほしいという思ひは、皆さん共通だと思います。そのために、いろいろな条件整備も今後の課題として担っていかねばいけないと考えております。

今回はこの議案の中でのご審議をいただくということで、ほかにはよろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)



○柿本 異議なしということで、議案第3号は可決いたしました。  
教育長 続いて、日程第4（議案第4号）「平成27年度大和市教育委員会表彰  
被表彰者の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 平成27年度の被表彰者の決定につきましては、昨年12月定例会でご  
教育総務 審議をいただいたところでございますが、その後、新たに1人、1団体が  
課長 表彰の規定に該当することが分かりました。団体につきましては、1月にな  
ってから結果が出たということもございます。両候補者とも功績表彰  
で、文化活動等に関わる全国大会で優秀な成績をおさめられた方々でござ  
います。

1番目の方は、第5回くらしき吉備真備杯こども棋聖戦低学年の部で準  
優勝という成績でございます。

2番目は、団体となります。第7回全国高等学校ダンスドリル冬季大会  
HIPHOP男女混成Small編成第3位という成績でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げま  
す。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし  
教育長 ます。

○青蔭 1番目の方は、何年生でいらっしゃいますか。  
委員

○藤井 小学3年生です。  
指導室長

○柿本 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
教育長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより、議案第4号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○柿本 異議なしということで、議案第4号は可決いたしました。  
教育長

◎その他

○柿 本 それでは、「その他」に入ります。

教育長 各課での報告事項について、順次報告してください。

初めに、「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告について。藤井指導室長。

○藤 井 報告事項として定められた、2学期期間の状況について、初めに指導室  
指導室長 からご報告いたします。

まず、市立小中学校におけるいじめの認知件数です。小学校は全体で77件、中学校は21件という報告を受けております。

小学校につきましては、1年生から4年生で全体の3分の1、5年生・6年生でそれぞれ3分の1と、5、6年生の件数が際立って多くなっております。内容としては、暴力、LINE、インターネットに関するトラブルからいじめにつながったという報告も受けております。暴力は、少しつねった、たたいたといったものです。LINEやインターネットのトラブルについては、ますます増えていくことが懸念され、我々大人も十分知識を身につけていく必要があると思っております。

続いて中学校は、21件のうち、ほとんどが1、2年生です。中学生も暴力のほか、LINEを原因とするもの等がございます。LINEについては、全体の4分の1を占めており、小学生に比べて中学生の方がスマートフォンを持つ子が増えることなどから、広がりを見せていると考えられます。中古のスマートフォンと無線LANを使い、大人の知らないところでスマートフォンを持つこともできてしまうため、そういった意味でも、今後さらにトラブルが増えていくことを危惧しております。

LINEのトラブルは、誹謗中傷をするということが多くなっています。学校の対応としては、そこにかかわっている児童・生徒を一堂に集めて、全員でそこで削除させるという方法を取っております。また、このようなインターネット関係のトラブルについては、委託している業者の協力が非常に有効に機能しているところでございます。

続きまして、指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況です。

いじめについては、小学校が1件、中学校が1件でございます。いずれも学校と連携し、家庭とも連絡を取り合いながら対応しております。

不登校については、教育支援教室の専任教諭であった職員が今年度から指導室で勤務している関係で、相談が1件ございました。

指導室からは以上です。

○柿本 続きまして、池田青少年相談室長。

教育長

○池田 青少年相談室から、初めに市内小中学校における長期欠席児童・生徒数をご報告します。

相談室長

やはり、夏休み明けの9月、10月ぐらいから、少しずつ新たに長期欠席となる児童・生徒が増えております。青少年相談室では、毎月相談員と月ごとに長期欠席児童・生徒の状況を確認しております。小学校においては、相談員が児童支援中核教諭と取り組みの方針を立てながら、少しでも登校につながるような取り組みをしております。また、中学校においては、スクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、計画を立てながら家庭訪問等々に取り組んでおります。長期欠席児童・生徒の数がなかなか減らず、若干増加傾向であることが現状、大きな課題であると思っております。

続いて、青少年相談室における教育相談の受理状況です。電話相談と来室相談ですが、1学期同様、多いのは性格・行動上の問題、不登校、学校生活に関する問題となっております。いじめについても12件受けておりますが、主な内容としては、クラスの中でのからかいや暴言、嫌がらせというもので、児童・生徒から直接きた相談もあります。相談者の意向を尊重しながら、学校長や児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター等と慎重に対応しております。また、定期的に学校に状況を確認しております。

続いて、街頭補導の状況ですが、引き続き多いのは暴走行為等交通違反で、自転車の二人乗り、携帯電話等を持ちながらの自転車運転などです。それから、飲酒・喫煙、怠学・怠業、その他とありますが、その他につい

ては、不健全行為、不良交友、ゲームセンター等の遊技場出入り等の内容になっております。

続いて、教育支援教室の通室者の状況です。2学期も、2名が学校復帰をすることができました。まだ教室までは行けず、個別の学習室で学習しておりますが、ほぼ学校に戻っております。現在、中学1年生が少なく、小学校でも教育支援教室を考えるケースが出ており、相談をしているのですが、なかなか通室に至らないところが課題であると考えております。

青少年相談室からは以上でございます。

○柿本 続いて、大下教育総務課長。  
教育長

○大下 教育委員会が受けた市立小中学校に関する苦情について、一括でご報告  
教育総務 いたします。

課長 件数は、全部で18件です。内訳は、小学校が7件、中学校が9件、特定できないものが2件です。内容としては、教員の指導に関するものが4件、部活動に関するものが4件、台風の対応等についてが4件となっております。いずれも、受け付けた部署から各学校等に内容を伝え、対応を促しております。

以上でございます。

○柿本 続いて、犬塚学校教育課長。  
教育長

○犬塚 通学路の安全対策に係る要望とその対応状況であります。

学校教育 10月13日に受理した緑野小学校については、回答を12月10日に  
課長 受けました。また、10月20日に柳橋小学校から受理した要望に関しては、12月4日に回答を得ています。

新たに、12月22日に大野原小学校から要望を受けております。

以上です。

○柿本 報告は以上です。ただいまの報告に関し、質疑等がございましたら、お  
教育長 願いたします。

○石川 学校のいじめの認知件数が多いのか、少ないのかはなかなか判断ができ

委員 ないところなのですが、実際にこれだけの件数があつて、基本的にはほぼ解決をしていると判断してよろしいのですか。

○藤井 今回、2学期に報告された中で、学校がまだ解決していないとしている  
指導室長 ものが1件あります。それ以外は、解決または解決後引き続き見守り中と  
されています。解決していないものは、一回起こったある事案が、だれに  
よるものなのかまだ判明しないことから、未解決としているものです。

いじめの認知件数に関しましては、昨年1年間では小学校で154件、  
中学校で55件でした。今回、中学校は昨年と同程度と思われませんが、小  
学校では2学期だけで77件であり、昨年度を上回るペースではないかと  
思っております。いじめについては、細かくしっかりと見ていく必要があ  
る中で、特に小学校には児童支援中核教諭を新たに全校に配置し、きめ細  
かく対応してもらっている成果が出ているようにも思っております。以上  
でございます。

○石川 今後とも、それぞれのケースで注意深く見守ってほしいと思います。ま  
委員 た、いじめの認知件数が特に小学校で増えているというのも、そのような  
児童支援中核教諭が関わることによって、細かいところまで目が行き届い  
たから認知できた件数が増えたという見方もできます。今後も引き続き、  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

○青蔭 分かる範囲で結構なのですが、長期欠席が多い現状で、池田室長のこれ  
委員 までの経験の中で、主だった原因や傾向などがもしありましたら、教えて  
ください。

○池田 保護者の考え方が変わってきていることが大きいように感じています。  
青少年 今までは、学校には行くものだ、という考えが主流でしたが、徐々に子ど  
相談室長 もの成長にとってどうすることが一番良いのかという観点で、何が何でも  
学校へ行かなければという考え方が変わってきたと思ひます。特に小学校  
においては、泣いたり嫌がったりする子を無理やり行かせるよりも、まず  
保護者がじっくり聞こうという姿勢を感じるが多くなってきました。  
ただ、中には、どうしても保護者が仕事で手一杯で、子どもにほとんど関  
われていないご家庭も多く、そういった子は、やはり受け止めてくれる大  
人の存在が必要なのだということを強く感じております。

○青 蔭 委員 ありがとうございます。室長が言うように、保護者と子どもとの関わりというのは、大きな原因の一つです。青少年相談室や指導室、学校が協力して、その子と家庭にとってより良い方法で支援していくことに、ご努力をいただきたいと思っております。

もう一つ、教育相談の受理状況の中で、性格・行動上の問題が突出して多くなっていますが、性格上の問題というのは例えばどのようなことでしょうか。経験上、お答えできる範囲で結構です。

○池 田 委員 例えば、どうしても一つのことにこだわってしまって、自分で納得できないと時間どおり動けないといったことで、集団の中での難しさを感じている方が多いように思います。

○青 蔭 委員 ありがとうございます。難しい問題ですが、場合によっては医学的見地からも調べていただければと思っております。

○篠 田 委員 教育委員会に対する苦情の中で、今回件数的にも多かった台風接近時の措置についてです。悪天候への対応は、もちろん各学校で環境や状況により判断することで良いと思うのですが、教育委員会としては、事前にすべての小中学校がどうするかを把握しているか、確認させてください。

○藤 井 指導室長 教育委員会では、朝5時の段階で警報が出ているか、その後、午後に向けて回復の見込みがあるか等を総合的に考え、第1段階として市内の一斉休業をするかどうか判断しております。その必要がなければ、第2段階として、各学校の判断となります。雪では周辺に坂が多い学校が、台風では川が近い学校などが影響を受けやすくなっており、指導室には必ず連絡が来ます。また、こちらからも確認の連絡をしております。

○柿 本 教育長 今回は、中学校と小学校の対応についても指摘が複数あったので、その点はいかがですか。

○藤 井 指導室長 兄弟姉妹で、小学生と中学生がいるご家庭も多くあることから、中学校区で極力対応を揃えてほしいということは、校長会などを通し再三お願いしているところでございます。

○篠 田 委員 分かりました。ありがとうございました。

○鈴木委員 このような申合せによって定期的に報告がされるのは非常に良いことなので、各所管は大変でしょうけれども、ぜひ継続してほしいと思います。

一点要望ですけれども、よく言われているLINEやインターネットに関連するいじめについては、一つの学校だけではなく、ほかにも広がっている可能性があるので、迅速に即効性のある方法で対応していただきたいと思います。

○石川委員 質問です。長期欠席児童数は、学校によって随分差がありますが、この傾向は、同じように何年か続いているのでしょうか。

○池田青少年相談室長 石川委員のご指摘のとおり、大体学校ごとに同じような傾向が続いていると感じております。学校によって、難しい家庭環境の子が多いところもあり、不登校の数が多くなっていると考えられます。まだまだ課題が多いと感じております。

○石川委員 やはり、そのような全体的な傾向はあるということですね。分かりました。

○柿本教育長 そのことから、学校として不登校に取り組む体制を、児童支援中核教諭を中心に作っていくことが大切であると思っております。

私から要望ですが、長期欠席児童数の表について、2学期計と書かれた各月の合計人数は延べ人数となっており、例えば同じ子が毎月休んだら複数として数えられているので、実態をうまく表していないと思います。実態を反映するような方法を検討してもらえればと思います。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

事務局から、他に何かございますか。佐藤保健給食課長。

○佐藤保健給食課長 今回の教育長報告の中でも触れられていた、学校歯科医の齊木稔先生の表彰について報告させていただきます。

齊木先生は、学校歯科医として43年お勤めされております。文部科学省の表彰は、学校保健の普及と向上に尽力し、多大な成果を上げた方を対象に毎年行われているものです。昨年12月3日に、愛媛県松山市で表彰式があり、齊木先生も出席されました。今年度の学校保健の被表彰者は、

神奈川県内からは齊木先生も含め5名でした。大和市からは、平成18年に薬剤師の今木先生が受賞して以来という状況でございます。

以上でございます。

○柿 本 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

教育長 委員からは何かございますか。

特にないようでしたら、2月の会議の日程をお知らせいたします。

2月定例会は、2月16日火曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

教育長 これにて、教育委員会1月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時17分